

別海町議会会議録

第1号(令和8年4月13日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4 議案第34号 令和8年度別海町一般会計補正予算(第1号)
日程第 5 議案第35号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4 議案第34号 令和8年度別海町一般会計補正予算(第1号)
日程第 5 議案第35号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(15名)

- | | |
|------------|--------------|
| 1番 市川聖母 | 2番 吉田和行 |
| 3番 高橋眞結美 | 5番 貞宗拓雄 |
| 6番 宮越正人 | 7番 横田保江 |
| 8番 田村秀男 | 9番 小椋哲也 |
| 10番 外山浩司 | 11番 今西和雄 |
| 12番 松原政勝 | 13番 中村忠士 |
| 14番 佐藤初雄 | 副議長 15番 戸田憲悦 |
| 議長 16番 西原浩 | |

○欠席議員(1名)

- 4番 伊勢徹

○出席説明員

- | | |
|--------------|-------------|
| 町長 曾根興三 | 副町長 浦山吉人 |
| 教育長 相澤要 | 総務部長 谷村将志 |
| 総務部参与 竹中利哉 | 総合政策部長 松本博史 |
| 経営管理部長 寺尾真太郎 | 保健生活部長 小川信明 |
| 産業振興部長 小野武史 | 建設水道部長 外石昭博 |
| 病院事務長 石戸谷友絵 | 会計管理者 伊藤輝幸 |

教育部長 田畑直樹
監査委員事務局長 木戸口誠
総務部次長 岩口裕昭
保健生活部次長 高橋勇樹
教育部次長 角川具哉
人事財産課長 齋藤陽
農政課長 皆川学
上下水道課長 西田和弘
生涯学習課長 立澤雅彦
税務課主幹 武田妙子

農業委員会事務局長 福原義人
総務部次長 松田勝広
総合政策部次長 小村茂
産業振興部次長 大坂恒夫
総合政策課長 佐藤貴也
生活環境課長 上田健一
商工観光課長 堀込美穂
学校教育課長 橋本達也
図書館長 堺啓
生活環境課主幹 佐藤政士

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉伸顕

主幹 武田文吉

○会議録署名議員

1番 市川聖母

2番 吉田和行

3番 高橋眞結美

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。
庁舎内はナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。
議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので申し上げます。
また議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。
ただいまから令和8年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、4番、伊勢議員であります。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。
1番市川議員。
○1番（市川聖母君） はい。
○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。
○2番（吉田和行君） はい。
○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。
○3番（高橋真結美君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

- 議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。
町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和8年第2回の町議会臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

臨時会の開会に当たり、議案の説明する前に2点ほど御報告申し上げます。

1点目は、旧別海中学校の校舎の件でございます。

このたび、旧校舎の利活用に当たりまして、工場建設の準備を進めておりました、道内食品加工業大手の北一ミート株式会社、これが北洋銀行の出資を受けて、正式に事業展開を行うこととなりました。

今後、別海に育った牛を原料として、ふるさと納税返礼品向けの肉製品を生産することとなりまして、地元農業への貢献と、それから雇用の創出、さらには地域活性化に向けて、大変期待をしているところでございます。

2点目は、大規模災害時における支援に関する件でございます。

これは、政府の地震調査委員会から、日本海溝千島海溝沖巨大地震の発生確率が今後30年以内で、これまでの80%から、90%になったというような評価が引き上げられたことに関し、いつ起きるとも分からない災害に向けた、体制整備、これに向ける対策として、3月27日、本町と全国の物流事業者の構成団体であります、一般社団法人アズコムネットワーク、道内で運送業を営みます株式会社北海道丸和ロジスティクス、及びルート株式会社、これらと災害時における支援物資輸送などの救援活動を行うための、3者協定を締結いたしました。

この締結により、災害発生の際には、協定企業の社員が本町に入り、道路の開通状態や、避難所のニーズ及び被害状況などの情報をもとに、届ける物資や、経路選定の支援活動を担っていただく内容となっております。町の災害支援対応として、町民の安全安心のためにつながる、大変重要なことであり、ありがたく感謝をしているところでございます。

さて、本日の臨時議会への提出案件については議案が2件ございます。

議案第34号の令和8年度別海町一般会計補正予算第1号は、別海町別海で設置しております一般廃棄物の最終処分場、これの処分場に隣接して、処分場から出る浸出水、地下浸出水を処理する施設、ここにこのたび、施設の破損が起きまして、故障が生じまして、これを早急に改修しなければ浸出水の処理ができないという状況になりましたので、今現在では予算額に不足を生じておりますことから、増額補正をするものでございます。

議案第35号の別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、これは地方税法等の一部を改正する法律、これの公布に伴いまして、町税条例においても所要の改正を行うものでございます。

この後、担当課長からそれぞれ内容を説明させていただきますので、御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会にあたっての御挨拶と議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第34号及び議案第35号の2件については、会議

規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号及び議案第35号の2件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第34号

○議長(西原 浩君) 日程第4 議案第34号令和8年度別海町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 経営管理部長。

○経営管理部長(寺尾真太郎君) 議案第34号の内容説明をいたします。

別冊の令和8年度別海町一般会計補正予算書、補正第1号の1ページを御覧ください。

令和8年度別海町一般会計補正予算第1号、令和8年度別海町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293億270万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページにお進みください。

第1表歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

19款、繰入金、1項で1億2,270万円の増。

歳入合計で1億2,270万円の追加です。

次に歳出です。

4款、衛生費、2項で1億2,270万円の増。

歳出合計で1億2,270万円を追加し補正後の歳入歳出予算書の総額をそれぞれ293億270万円とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページにお進みください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

19款、繰入金、1項、8目、ふるさと応援基金繰入金、1億2,270万円の増は、この後説明いたします浸出水処理施設維持補修事業の財源とするため、増額補正するものです。

7ページにお進みください。

次に3の歳出です。こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

4款、衛生費、2項、3目、じん芥処理場費、1億2,270万円は、浸出水処理施設

維持補修事業の増です。

最終処分場の浸出水処理に使用しております、回転円板装置が故障いたしまして、調査の結果、設置から25年以上経過していることによる、装置全体の経年劣化が原因と判明したため、延命対応は困難と判断いたしまして取り急ぎ更新工事を実施したいとするものです。

なお、本補正予算に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明のほうは省略させていただきます。

以上で議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

質問いたします。

浸出水処理施設維持補修事業で、機械の故障ということだったんですけれども、25年の経年劣化という話も、今ほどあったと思うんですけれども、金額が1億2,270万円と、非常に多額の大きい金額の機械だと思うんですね。

これだけこれぐらい大きな機械の維持補修、補修じゃないですね、更新ですと、ある程度更新計画っていうものを立てているのではないかなと、ほかの施設等も含めてですね、と思うんですけれども、その更新計画は立てていたのかが1点。

もう1点が、第三者による機械の外部点検ですね、定期点検等はしていたのかを、この2点伺います。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

処理施設の機器類の更新計画はありますが、本設備に関しましては、全体としての耐用年数がなく、部品ごとの推奨交換時期、というのが設定されております。

そのため、設備全体の更新計画はございませんでした。

設備点検の関係なんですけども、本設備につきましては、日常点検として、モーターの電流値ですとか、潤滑油の状態、異音の有無など、確認しております。

前兆に関しましては、管理を委託している事業者を確認しましたが、特に問題を感じることはなかったというような報告を受けているところです。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

日常点検、委託事業者が日常点検してたということなんですけれども、これだけ高額の機械となるとかなり専門的な機械ではないかと思うんですけど、その委託事業者は機械の点検の専門家かなんかなんでしょうか。

僕は先ほど1問目に聞いたのは、専門的な第三者の外部点検、例えば我々で言うと車だったら整備工場に整備士の免許を持っている整備工場に出して車検をとると思うんです

けども、これぐらい専門的な機械だと、そういう何でしょうねその機械をちゃんと見れるところに出さないと素人では分からないんじゃないかなと思うんですけれども、そこ、そうですね、そこについてどう定期点検、施設全体の定期点検はなかったという、定期計画ですね、すみません。

更新の計画はなかったということによろしかったでしょうか。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

施設全体の更新計画の中で、今回の回転円板体以外の機器につきましては、更新計画はございます。

回転円板体は、大きな施設になりまして、その部品を全体としてじゃなくてですね、部品ごとに推奨交換時期っていうのがありまして、それをチェーンですとか、ベアリングですとかそれぞれ個別にありますので、それを目視なり異音なりで日常点検をさせて、していたっていうところなんです。

専門的な業者による点検は、しておりませんでした。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

今回機器全体を更新するということで、今後また、他市町村の状況、処理の機械のことはちょっと分からないんですけれども、今後ですね入れ替えた後に更新計画を立てていくのかっていうのと、定期点検ですよ、外部による点検することである程度更新計画っていうものは立てていけるのかなと思うんですけれども、逆に言うと、外部による点検がなければ更新計画っていうものは立てれないのかなと思うんですけれども、そこについては今後、計画を立てていく、あと、定期的検診ですよ、第三者による点検をしていく、予定というかつもりがあるのか、お聞かせください。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） はい、生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） はい、お答えします。

施設、新しく入れる施設設備の件に関しましては、プラントメーカーとちょっと協議をしまして、どのような点検ができるのかというところも含めて、協議をしていきたいというふうに考えております。

で、部品につきましても、なるべくですね、その交換時期を見誤らないように、点検の精度を上げていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） はい、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい、ないようですので質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議長(西原 浩君) 日程第5 議案第35号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(松田勝広君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(松田勝広君) 議案第35号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書に2ページを御覧ください。

本条例の改正につきましては、令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正となります。

今回の条例改正の主な内容としましては、物価高への対応の観点などから、自動車取得時における負担軽減を図るため、環境性能割が廃止されたことに伴い、各種規定の整備を行うほか、固定資産税の免税点の引き上げ、特例措置の新設、その他各種特例期限の延長などが主な改正内容となっております。

議案書は2ページから12ページまでとなりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料1ページを御覧ください。

1ページから40ページまでが、条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後、改正か所は下線で示しております。

41ページまでお進みください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたしますが、改正内容が同一の場合や、関連する条項の改正につきましては、一部説明を省略させていただきますので御承知お願います。

表は左から順に、番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令となっております。

まず、1番、納税証明事項について規定する条例第18条の3の改正です。

この改正は、環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に戻すものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用するものです。

2番、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について規定する条例第19条の改正です。

この改正も環境性能割の廃止に伴い、申告納付規定を削除することにより、引用条項を整備するものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用するものです。

3番、所得割の課税標準について規定する条例第32条第3項の改正です。

この改正は、特定大口株主配当等が特定配当等追加された法改正に伴い、引き続き総合課税の対象とするため、規定を整備するものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用するものです。

4番、寄附金税額控除について規定する条例第33条の7第2項の改正です。

この改正は、防衛費の財源確保による復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う項ずれの反映となります。

適用年月日は令和10年1月1日から施行するものです。

5番、町民税の申告、条例第36条の2第1項、6番、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、条例第36条の3の2、及び7番、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、条例第36条の3の3の3条の改正は、源泉徴収を要しない公的年金受給者についても、一部、扶養親族等申告書を提出するものとした、提出義務の範囲の見直しに伴う規定の整備及び項ずれの反映となります。

適用年月日はいずれも令和9年1月1日から施行するものです。

42ページへお進みください。

8番、固定資産税の免税点について規定する条例第64条の改正です。

この改正は、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の家屋及び償却資産の免税点について、家屋は10万円増の30万円、償却資産は30万円増の180万円と引き上げるものです。

適用年月日は令和9年4月1日から施行するものです。

9番、軽自動車税の納税義務者条例第81条及び10番、軽自動車税のみならず課税、条例第82条の2条の改正は、環境性能割が廃止されたことに伴い、規定を整備するものです。

適用年月日は、いずれも令和8年4月1日から適用するものです。

11番、環境性能割の課税標準、条例第82条の3から、16番、環境性能割の減免、条例第82条の8までの6条の改正は、環境性能割の廃止に伴い、関連条項を削除するものです。

適用年月日は、いずれも令和8年4月1日から適用するものです。

17番、種別割の税率、条例第83条から、次ページ中段、24番、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、条例第92条までの8条の改正は、環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に戻し、一部引用条項の項ずれを反映するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

43ページ中段。

25番、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定する、条例附則第6条の改正です。

この改正は、特例の適用期限の延長に伴い規定を整備するものです。

適用年月日は令和9年1月1日から施行するものです。

26番及び27番、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、条例附則第7条の3及び条例附則第7条の3の2の2条の改正は、所得税の控除限度額等の見直し及び適用期限を5年間の延長に伴う規定の整備、条項の削除による繰上げを行うものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用ですが、適用期限の延長に係る部分は、令和9年1月1日から施行するとするものです。

28番、寄附金税額控除における特例控除額の特例について規定する、条例附則第7条の4の改正です。

この改正は、暗号資産の所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から申告分離課税に変更される法改正に伴い、引用条項を整備するものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用ですが、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正部分は、令和10年1月1日施行、また、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものです。

44ページへお進みください。

29番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定する、条例附則第8条の改正です。

この改正は、特例の適用期限の3年間の延長に伴い、規定を整備し、項ずれを反映するものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用するものです。

30番、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について規定する、条例附則第9条の2の改正です。

この改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び、防衛特別所得税の創設に伴い、引用条項を整備するものです。

適用年月日は令和10年1月1日から施行するものです。

31番、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、条例附則第10条の2及び32番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、条例附則第10条の3の2条の改正は、国の補助を受けて、バリアフリー改修などを行った改修特別特定建築物について、当該家屋に係る翌年度分から2年度分の固定資産税について、課税標準の特例措置の割合を3分の1と定める規定及び申告に係る規定の新設、あわせて法附則等の項ずれの反映を行うものです。

適用年月日は、いずれも令和8年4月1日から適用するものです。

33番、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、条例附則第15条の2から次ページ上段38番、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、条例附則第15条の6までの6条の改正は、環境性能割が廃止されたことに伴い、関連条項を削除するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

45ページ中段、39番、軽自動車税の種別割の税率の特例、条例附則第16条及び40番、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、条例附則第16条の2の2条の改正は、環境性能割が廃止されたことに伴い、規定を整備するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

41番、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条の3第3項、42番、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条の4第3項及び43番、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第17条第3項の3条の改正は、旧条例附則第7条の3の2の繰上げに伴い、引用条項を整備するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

44番、次ページにかけて、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期

譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定する、条例附則第17条の2の改正です。

この改正は、特例期限を3年間延長するとともに、譲渡した土地等が災害危険区域内に存在する場合には、本特例の適用外とする法改正に伴い規定を整備するものです。

適用年月日は令和8年4月1日から適用ですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正部分は、令和10年1月1日から施行するものです。

46ページにお進みください。

45番、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第18条第5項及び46番。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第19条第2項の2条の改正は、旧条例附則第7条の3の2の繰上げに伴い、引用条項を整備するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

47番、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について規定する、条例附則第19条の3の改正です。

この改正は、暗号資産の所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から申告分離課税に変更された法改正に伴い、規定を新設するものです。

適用年月日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から適用するものです。

48番、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条第2項、49番、次ページにかけて、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の2及び47ページ、50番、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の3の3条の改正は、旧条例附則第7条の3の2の繰上げに伴い引用条項を整備するものです。

適用年月日はいずれも令和8年4月1日から適用するものです。

38ページまでお戻りください。

下段附則です。

附則第1条、施行期日です。

この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものです。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第1号、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び、第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定、令和20年度を令和25年度に改める部分及び令和7年を令和12年に改める部分、並びに次条第1項第2項の規定は令和9年1月1日から施行するものです。

第2号、第64条の改正規定及び附則第3条第2項の規定は、令和9年4月1日から施行するものです。

第3号、第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定、附則第5条の6第2項を附則第5条の6第3項または第4項に改める部分、附則第9条の2の改正規定及び、附則第17条の2の改正規定、同条第1項及び第2項中、令和8年度を令和11年度に改める部分を除く、並びに次条第4項の規定は令和10年1月1日から施行するものです。

39ページにお進みください。

第4号附則第7条の4の改正規定、前号に掲げる改正規定を除く、及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定、並びに次条第3項及び第5項の規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものです。

附則第2条、町民税に関する経過措置です。

この条例による改正後の別海町町税条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する、新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の別海町町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例によるものです。

第2項、前条第1号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律、第7条の規定による改正後の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは既存住宅、もしくは増改築等をした家屋又は同条第6項に規定する認定住宅等を、同条第1項の定めるところにより、その者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に、所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋もしくは、既存住宅もしくは増改築等した家屋又は同条第10項に規定する認定住宅等を同条第1項の定めるところにより、その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例によるものです。

第3項、前条第4号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

第4項、新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用するとするものです。

第5項、新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用しようとするものです。

固定資産税に関する経過措置です。

40ページにお進みください。

附則第3条別段に定めるものがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第2項、新条例第64条の規定は令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるものです。

第3項、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律、第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

附則第4条、軽自動車税に関する経過措置です。

新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税につ

いて適用するとするものです。

第2項、この条例の施行の日、前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものです。

第3項、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

附則第5条、別海町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。

別海町町税条例等の一部を改正する条例、平成26年別海町条例第22号の附則第6条中、の種別割を削るとするものです。

以上で議案第35号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時43分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案させていただきました案件につきましては、速やかに御審議をいただき、御決定賜りまして誠にありがとうございます。

浸出水の関係施設につきましては、できるだけ早く改修しなければ、処理ができないというような状況ですので、速やかな行政執行を進めていきたいと、考えております。

それでは閉会に当たりまして、6点ほど御報告を申し上げます。

まず1点目は、第7次別海町総合計画の本年度計画事業のうち、ふるさと交流館の整備事業、これと、町営野球場の整備事業についてです。

これは二つとも額が大変大きく、国の地方創生の事業、これの採択をもくろんで申請をしておりましたけれどもなかなか、いち町村で二つ採択する、しかも、数億を超えるとい

うような中で難しい状況でしたけれども、先日、令和8年度の国家予算が決まりまして、即、先生方から電話を頂きまして、別海町の二つの事業については、採択になったと。

地域未来交付金の計画申請を行っていてこれが二つとも採択されたという報告は頂きました。半額補助ですので、町としても大変ありがたいと思っております。

それから次に、ふるさと交流館の整備事業につきましては本年度は施設再整備に関わる実施設計を行い、全体の将来図も皆さんに提示できる、そういう状況にあると思っております。

それから町営野球場の整備につきましては、この電光スコアボード設置工事をはじめとして、安全対策等の関連工事の実施をそれぞれ進めていきたいと考えております。

それでは次に2点目です。

本町と東京大学、北海道銀行の3者間による、協定が結ばれましたのでこのことについて御報告を申し上げます。

このたび、地域活性化やまちづくり、地域経済の発展などの各分野において相互の特色を生かした交流を図り、地域社会の発展に寄与することを目的といたしまして、5月12日に本町と東京大学及び北海道銀行の3者間協定の締結を行う予定でございます。

この協定に伴う具体的な内容は、地域活性化、まちづくり、地域創生の推進、それから、人材及び知的資源の交流、学術研究の成果交流、そのほか協定目的に沿った事項の全6項目になりますけれども、これらの連携協力となっていきます。

この連携事業に関わる費用につきましては、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税等を活用しつつ、3者で協議の上、負担実施する運びとなります。

連休明けに、私が東京のほうに出向いて東京大学の本郷キャンパスで協定書を結びたいと考えております。

次に3点目は、別海町の植樹祭についてでございます。

今年は、6月6日土曜日です。

道道根室中標津線、これ中標津町との境界付近でございますけれども、一昨年と同じ場所でございます。

そこで準備をしておりますので、議員の皆様方もぜひ御参加頂ければと願っております。

次に、4点目は、尾岱沼えびまつりでございます。

これは、産業祭、あきあじまつりと並ぶ本町の3大イベントの一つでもあります。昨年の秋エビ漁が資源減少に伴い、禁漁となり、漁獲量の確保の見通しも立っていない。

そのことから、本年度の尾岱沼えびまつりの開催を中止することとなりました。

毎年町内外から大変多くの方々が楽しみにされているイベントではありますが、中止決定は誠に残念でございますけれども、来年は開催できるように、今後のホッカイシマエビの資源回復に期待をしているところでございます。

5点目は別海パイロットスピリッツでございます。

2026年度シーズンが5月9日に別海町営野球場で開催される本町での開幕戦からスタートする予定でございます。

一昨日もお披露目会で、大変多くの議員の皆様方も御出席頂き、あんなに盛り上がることは考えておりませんでしたけれども、これをまちおこしの大変重要な役割を果たしていると私ども感じておりますので、ぜひ皆様方も、町民みんなに働きかけて、パイロットスピリッツを応援していただければと、そう願っております。

次に6点目でございます。

海外先進地の視察についてでございます。

このたび大地みらい信用金庫の主催で、水産酪農業等の生産者との連携につなげ、相乗効果によります地域振興を図ることを目的としまして、食を文化ととらえ、地域活性化や観光戦略による美食のまちづくり等に取り組んでおります、スペインのガストロミー先進地であります。

これを中心に海外視察を行う予定でございます。

参加者は根室市に知床根室の両観光協会をはじめ、根室商工会議所会頭、大地みらい信用金庫職員など8名での視察を予定しております。

本日午後から、他の公務に引き続きまして、海外視察に向かう予定としておりまして、視察日程は4月の19日から4月の26日までの8日間を予定しておりますので、あらかじめ議員の皆様方にもお伝えをさせていただきます。

最後に今後の日程について申し上げます。

6月の定例会でございますけれども、招集日につきましては、6月17日を予定しております。

後日、御案内をさせていただきますが、日程を調整の上、ぜひ御参集賜りますようお願いを申し上げまして、臨時会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員